

病気治療休暇規程

第1条（目的）

この規程は、株式会社〇〇〇〇の病気治療休暇制度について定めたものである。

- 2 病気治療休暇制度は、従業員が第4条に定める疾患を治療するために通院する時間の確保を目的とする。

第2条（定義）

病気治療休暇制度とは、私傷病の治療に当たり、短期的な疾病だけでなく、長期的に治療が必要な持病や定期的な治療を要する疾病の治療（通院治療、入院治療、自宅療養を含む）のための休暇を付与する制度をいう。

第3条（対象者）

病気治療休暇制度を利用することのできる従業員は、勤続6ヵ月以上の正社員で、第4条に定める疾患に罹患している者とする。

第4条（対象範囲）

病気治療休暇制度の対象となる疾患は、次のとおりとする。

- (1) 悪性新生物（がん）
- (2) 精神および行動の障害
- (3) 循環器系の疾患（心筋梗塞、脳梗塞、くも膜下出血等）
- (4) 筋骨格系および結合組織の疾患（腰椎看板ヘルニア等）
- (5) 特定疾患治療研究事業対象疾患（難病）
- (6) その他前各号に準ずると会社が認める疾患

第5条（休暇日数）

対象従業員は、各年度について5日の治療休暇を取得することができ、連続取得、分割取得、いずれも可とする。

- 2 休暇の利用は次の用途のみとし、それ以外の目的で利用してはならない。

- (1) 治療のための入院
- (2) 治療のための通院
- (3) 治療の副作用による体調不良で出勤が困難な場合
- (4) 医師に自宅療養を指導された場合
- (5) その他前各号に準ずると会社が認めた場合

第6条（休暇の単位）

病気治療休暇は、通院治療の状況に応じて、次のとおり取得することができる。

- (1) 1日単位
- (2) 半日単位

第7条（申請手続き）

病気治療休暇の取得を希望する者は、原則として3日前までに、「病気治療休暇申請書」を提出し、所属長の許可を受けなければならない。取得申請の取り消し、日時の変更などの場合も同様とする。なお、取得時には、必要な医師の診断書も一緒に提出する。

- 2 会社は業務の都合上やむを得ない場合に限り、治療の支障のない範囲で他の日程に変更することができるものとする。
- 3 会社は、利用者が指定した日時に休暇を取得できるよう、代替要員の確保を図るなどの状況に応じた配慮を行わなくてはならない。また、利用者のプライバシー保護には十分に配慮しなくてはならない。

第8条（休暇中の賃金）

休暇中の賃金は、有給とし、通常の賃金を支払うものとする。

第9条（休暇期間中の取り扱い）

治療休暇の期間について、会社は病気治療休暇を取得したことを理由に昇給・昇格その他について不利益な取り扱いをしない。

- 2 病気治療休暇の期間について、勤続年数は通算して取り扱う。

付則

本規程は令和×年××月××日から施行する。